県が実施する対策（事業者支援）

営業時間短縮要請等の影響に対する支援

・<u>三重県飲食店時短要請等協力金</u>

※休業又は20時までの時短要請に
全面的に協力いただいた場合に単価を増額

重点措置区域内
3万円～10万円
その他地域
2.5万円～7.5万円

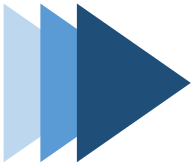

県内全域
4万円～10万円

一定の要件（時短要請に継続的に協力等）をみたす
飲食店に対し、協力金の一部を早期支給
（8月末までに制度概要を発表）

県が実施する対策（事業者支援）

営業時間短縮要請等の影響に対する支援

- **集客施設時短要請等協力金**

  県内全域において、建築物の床面積が1,000㎡超の集客施設における20時までの時短要請、食品衛生法上の飲食店営業許可を受けていないカラオケ店における休業要請に対して、
  全面的に協力いただく事業者に支給。8月末までに制度概要を発表。

- **飲食店取引事業者等支援金**

  飲食店の時短要請等の影響を受け、８･９月に売上が減少した事業者に支給。9月中旬に制度概要発表、10月上旬申請受付。

- **酒類販売事業者等支援金**

  飲食店の時短要請等の影響を受け、８･９月の売上の減少率に応じて支給。9月中旬に制度概要発表、10月上旬申請受付。